

## 取組みの内容

**1 道徳教育の充実**

道徳教育の目標は、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者とともにによりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことである。

家庭や地域と連携しながら、学校の教育活動全体を通じて計画的に指導するとともに、道徳科においては、自己を見つめ、物事を広い視野から多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。

**令和3年度の主な取組み・実績****(1) 学校教育活動全体を通じて行う道徳教育の推進**

- ・ 特別活動等と関連付けながら、道徳教育の全体計画、別葉、年間指導計画に基づく道徳教育の全公立小・中学校での実施
- ・ すべての県立高校が道徳教育の全体計画を作成し、その計画に基づき道徳心の向上を図るための取組みを実践

**(2) 全教職員で取り組む道徳科の指導の充実**

- ・ 道徳教育の指導力向上に向けた教員研修を実施（全4回）したほか、道徳科（道徳の時間）の充実等に関する実践研究を進める研究推進校を指定し、県内の小・中学校へ研究成果を普及（指定校1校、道徳通信の発行2回）

**(3) 家庭や地域と連携した道徳教育の推進**

- ・ 「生」や「死」に直面する仕事に就いている助産師、救急救命士等を「いのちのせんせい」として小・中学校に派遣し、実体験を通じて生きることの意味や命の大切さなどを伝える出前授業を開催（131校）
- ・ 希望する公立中学校に、義務教育課、県警少年課、斯道学園等の職員を講師として派遣し、中学校1年生を対象に、社会の一員として法を守ることの大切さや犯罪に巻き込まれないための方法、ネットモラル等を理解させ、規範意識等を高めることを目的とした「13歳の自律教室」を実施（48校）

**《 関連する主な事業 》**

児童・生徒の自治的活動支援事業、豊かな心を育てる事業

## 香川県教育基本計画に掲げている指標の現状と評価

番号	指標	単位	教育基本計画 策定時(R2)	R3年度 実績	評価	R7年度 目標
9	「人の気持ちが分かる人間になりたいと思いますか」との質問に、「思う」と回答した児童生徒の割合	%	小学校5年生 77.2 中学校2年生 76.1	小学校5年生 76.6 中学校2年生 75.3	D } D } D	現状を上回る水準
	D 評価に関する分析		長引くコロナ禍の影響を受け、楽しみにしていた学校行事等の減少に伴い、友達と交流する機会自体が減っていることに加え、マスク生活で相手の表情を読み取ることが難しく、人の気持ちを分か りたいけれど難しいと感じているのではないかと考えられる。			

### 評価・課題

- コロナ禍の学校生活が長引く中、いかに工夫して友達との交流場面を設定していくかが課題である。
- 道徳の教科化を踏まえた動きや研究推進校の取組み等を「道徳通信かがわ」として、小・中学校に配信し、県下に「議論する道徳」の好事例を広めることができた。
- 各校では、「いのちのせんせい」派遣事業の充実により、この機会を活用して保護者の授業参観を行う学校もあるなど、親子で命の大切さを考えるよい機会となっている。

### 今後の展開

- 学校の教育活動全体を通じた道徳教育を進めるとともに、道徳の授業を公開したり、保護者や地域の人々の積極的な参加や協力を得たりするなど、幼稚園、保育所、小・中学校や、家庭、地域との連携を図りながら、道徳教育の一層の充実を図る。
- 「いのちのせんせい」は、生命尊重の意識を育てるうえで効果的な事業であり、より子どもたちの心に響く道徳の授業の実践のために、「いのちのせんせい」との事前打ち合わせを一層密にするよう、実施校へ働きかける。
- 「人の気持ちが分かりたい」という意識や規範意識を醸成するために、「13歳の自律教室」について内容の充実を図るとともに、児童生徒が自治的、自発的に取り組んでいる「いじめゼロ子どもサミット」等の活動を積極的に支援する。

## 取組みの内容

## 2 自己肯定感・自己有用感の育成

自己肯定感や自己有用感、自制心ややり抜く力といった非認知スキルは、子どもたちが生涯にわたってたくましく生きていくための力となるものである。

自己肯定感とは、「自分は価値ある存在だと自分自身に自信を持つこと」であり、自己有用感とは、「自分は周りに役立っている。自分は社会に有用な存在だ」と思える感情である。

このような感情は、自分や他者を大切に思う源となり、だれかに必要とされている満足感から心が安定し、学習やさまざまな活動への意欲が高まり、自主的・自立的な生活につながるなど、児童生徒の成長にとって、好循環をもたらせる。

自己肯定感・自己有用感を高めるためには、体験的な交流活動の場を充実させるとともに、児童生徒自身に活動を振り返らせたり、周りが児童生徒一人ひとりをかけがえのない存在と認めたとうえで、愛情深く接し、行動を価値づけたりすることが必要である。このため、多様な他者との豊かなかかわりを実現する関係機関とのより一層の連携を図っていく。

## 令和3年度の主な取組み・実績

## (1) 体験活動の機会の充実

- ・ 幼稚園、小学校、中学校、高校を通して系統立てた体験活動の実施
- ・ 中学生を対象とした集団宿泊学習（五色台少年自然センター、屋島少年自然の家）については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、感染状況に応じて日帰り体験活動とする等、内容を見直して実施

## (2) 児童生徒によるボランティア活動の推進

- ・ 美化活動、交流活動、社会福祉関連活動など、学校ごとに特色あるさまざまなボランティア活動を実施
- ・ 高校では、勤労を尊ぶ心や社会奉仕の精神を養うため、地域の施設、企業等における体験活動や学校周辺の清掃等のボランティア活動を実施

## (3) 家庭や関係機関との連携

- ・ 学級や学年等の枠を越えた児童生徒の自発的・自治的な交流活動により、自己有用感を高めるための調査研究と成果普及を総合的に行う「心の交流事業」を実施（小学校6校、中学校2校）
- ・ ボランティア活動や就業体験において、地域の保育所や企業と連携

## 《 関連する主な事業 》

児童・生徒の自治的活動支援事業、豊かな心を育てる事業

## 香川県教育基本計画に掲げている指標の現状と評価

番号	指標	単位	教育基本計画策定時(R2)	R3年度実績	評価	R7年度目標
10	「自分には、よいところがあると思いますか。」との質問に、「思う」または「どちらかと言えば思う」と回答した児童生徒の割合	%	小学校5年生 71.2 中学校2年生 66.4	小学校5年生 66.4 中学校2年生 67.9	D } A } C	小学校5年生 72 中学校2年生 67

## 評価・課題

- 自分には、よいところがあると肯定的に回答した児童生徒の割合は、中学校では 1.5pt 向上した一方、小学校では 4.8pt 減少した。長引くコロナ禍の影響を受け、修学旅行や運動会等児童が楽しみにしていた行事が縮減され、地域との交流も減り、体験的に学ぶ場が減ったことなどが影響していると考えられる。
- 高校におけるボランティア活動は、各校において家庭クラブや生徒会が企画するなど、自主的な取り組みが行われているので、今後もそれぞれの高校が実施するボランティア活動を支援していく必要がある。
- 「いじめゼロ子どもサミット」など、児童会や生徒会を中心に児童生徒が主体となる自主的な活動を充実させ、さまざまな活動の中で成功体験を増やしていく必要がある。

## 今後の展開

- 地域の自然や文化の価値を知り、他者と協働することの素晴らしさを実感するために、小・中学校を通して五色台少年自然センターや屋島少年自然の家での集団宿泊学習を実施することや、勤労の尊さを学び、自分の生き方を考えるきっかけとなるような職場体験学習の充実を図る。
- 高校におけるボランティア活動については、コロナ禍においても、規模を縮小しつつ実施するなど、工夫や検討を重ね、取り組んでいく。
- 小・中学校におけるボランティア活動については、新型コロナウイルス感染症の感染対策を徹底しながら、今後も内容の充実を図るとともに、地域の人々の参加や協力を得る活動の一層の推進などもあわせて、地域全体で子どもを育てる機運を一層高めていく。

## 取組みの内容

**3 豊かな感性や情操の育成**

生活水準の向上や自由時間の増大などを背景に、価値観の多様化が進む中、心のゆとりや豊かさが重視されるようになってきている。人格形成にとって最も重要な時期にある子どもたちが、美しい自然や文学、音楽、美術などの文化芸術、スポーツにふれ親しみ、感動ややすらぎ、自己を表現することの喜びを感じることは、豊かな人間性を育むうえで重要である。

そこで、子どもの発達段階に応じ、学校や地域のさまざまな活動に取り組み、感性を高め、豊かな情操を養うとともに、読書を通して、さまざまな物語、小説、評論等に親しむことで、豊かな感受性や表現力、創造性を育成する。

また、新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、感染症対策を講じながら、子どもたちの情操の育成に大切な役割を果たしてきた学校行事や地域活動の充実に努める。

**令和3年度の主な取組み・実績****(1) 学校や地域における文化芸術活動の充実**

- ・ 保育所・幼稚園に「アートのせんせい」を派遣し、家族で創作活動等を行う機会を提供する「家族でアート」を実施（4園所）（再掲）
- ・ 県内中学生を対象に作品作り（郷土玩具つまみ人形）を行い、県立ミュージアムに展示（全23校、参加人数約3,500名）
- ・ 県内芸術家等による高校生を対象としたワークショップ等を提供する「グローバルアーティスト育成事業」を実施（1校、90名）
- ・ 高校の文化部に対して、文化芸術活動の専門的な知見を有する外部人材を活用することにより、文化部活動の効率的・効果的な指導体制を構築するとともに、指導者の資質向上を支援（28部、計200回）
- ・ 高校生が瀬戸内の島や瀬戸内国際芸術祭について学ぶ「高校生のための瀬戸内アートサマープログラム（SASP）」を開催（参加人数50名）
- ・ 「香川県小・中学校総合文化祭」「香川県高等学校総合文化祭」の開催を支援
- ・ 令和7年度に本県で開催される「全国高等学校総合文化祭」に向けて、中・高校生からなる生徒準備委員会を立ち上げて作成した「大会基本方針」の原案を庁内関係課及び高等学校文化連盟等からなる開催準備委員会において策定するとともに、大会周知や啓発のための「香川大会PR動画」を制作し、動画を収録したDVDを県内の小・中学校、高校、特別支援学校等に配布

**(2) 県立文化施設などにおける子ども向け事業の充実**

- ・ 瀬戸内の豊かな自然に囲まれた五色台少年自然センターや屋島少年自然の家において、子ども向けの参加体験型事業を実施（15回）

**(3) 環境教育、環境保全活動の推進**

- ・ 児童生徒の環境保全についての理解と関心を深めるため、香川県環境学習教材「さぬきっ子環境スタディ」の教材を小・中学校で活用
- ・ 空き缶などのリサイクルや緑化活動など、児童生徒が環境を守り大切にするために取り組む活動（「チャレンジ！グリーン活動」）を推進（小中高33校が参加）

- ・ 中学生を中心に実施している集団宿泊学習等で環境学習を実施

#### (4) 学校における読書活動の推進【再掲】

- ・ 読書の楽しさに出会う機会を創出できるよう、「香川の子どもたちに贈る100冊」を選定
- ・ 学校における一斉読書活動の推進（小・中学校、高校）
- ・ 学校図書館にかかわる司書教諭、学校司書の資質向上のための研修の実施
- ・ 生徒図書委員等を中心とした学校図書館の活用や読書活動の推進に関する取組みの実施
- ・ 研究指定校による読書活動の推進に関する実践研究の実施

#### ＜ 関連する主な事業 ＞

全国高等学校総合文化祭開催準備事業、小・中学校文化芸術活動推進費、かがわ未来のアーティスト育成事業

#### 香川県教育基本計画に掲げている指標の現状と評価

番号	指標	単位	教育基本計画策定時(R2)	R3年度実績	評価	R7年度目標
11	「本(教科書や参考書、漫画や雑誌は除く)を読んだり借りたりするために、学校図書館・学校図書室や地域の図書館にどれくらい行きますか」との質問に、月に1～3回以上と回答した児童生徒の割合	%	小学校5年生 71.9 中学校2年生 33.1	小学校5年生 69.8 中学校2年生 34.5	D } A } C	小学校5年生 76 中学校2年生 38

#### 評価・課題

- 保育所・幼稚園にて芸術の専門家によるアート教室を開催し、幼児の制作意欲の向上につなげるとともに、保育士に対する芸術活動の展開へのサポートにつなげた。
- 中学生の制作活動については県の伝統的工芸品を題材としたため、郷土文化の理解につながった。
- 高校生が瀬戸内の島で、学校の枠・学年の枠を超え、グループで探究活動を行い、発表することを通し、地域の魅力や地域の課題を捉えなおす機会を得ることができた。
- 専門性が問われる高校の文化部活動において専門家を招いて指導を行うことで、部活動顧問の負担が軽減するとともに、生徒の技術の向上につながった。
- 「香川県小・中学校総合文化祭」「香川県高等学校総合文化祭」の開催支援については、日々文化部活動に取り組む児童・生徒に、成果発表の機会を提供したことで、文化部活動の活性化を図ることができた。
- 「全国高等学校総合文化祭」については、生徒準備委員会（5回実施）において「大会基本方針」の原案が作成され、開催準備委員会での生徒代表によるプレゼンテーションの結果、「大会基本方針」の策定に導くことができた。これらの活動を通して生徒の主体性や他者の意見を受容する姿勢が培われ、大会開催に向けての機運を高めることができたものの、大会に対する認知度はまだまだ高いとは言えず、より一層広報活動の充実を図る必要がある。
- 児童会、生徒会などが中心となり、児童生徒が自主的に節電、緑化、リサイクル等の活動に取り組んでいる学校においては、校内緑化やグリーンカーテンの取組みが進み、環境教育・環境学習の充実が図られた。また、地域や異校種と協力した取組みも見られた。
- 小・中学校では、全校生で一斉読書活動に取り組んだり、図書の読み聞かせや推薦図書コーナーを設置したりするなど、読書推進活動への取組みが見られたものの、コロナ禍のため、学校における読

み聞かせの機会等が減少し、読書への意識が高まらなかったことや、地域の図書館に行くことを控えたことなどにより、月に1～3回以上学校図書館・学校図書室や地域の図書館に行くと回答した小学生の割合は減少した。

#### 今後の展開

- 「香川県文化芸術振興計画」に従って、幼児や小・中学校、高校の児童・生徒が文化芸術に親しむ機会を提供していく。
- 「全国高等学校総合文化祭」については、令和4年度中に日程及び会場を選定するとともに、生徒準備委員会の設置、開催準備委員会の実施を行う。また、公募による大会テーマやポスター原画、マスコットキャラクター等の制作、広報イベントの実施等を通して県民への周知を図る。
- 児童会、生徒会などを中心とし、児童生徒が主体的に活動する環境活動に取り組んでおり、この取組みを継続的なものにし、さらに充実・発展させる取組みを支援していく。
- 豊かな感受性や表現力、創造性を育むために、各学校段階において、読書活動の充実を図ることが必要であり、読書への関心・意欲を高めるためには、学校図書館の計画的な活用、一斉読書などに地道に取り組むとともに、「香川の子どもたちに贈る100冊」等を活用して、子どもと本との出会いを創出することで、読書の質の向上に取り組む。

## 取組みの内容

**4 人権・同和教育の推進**

すべての人々の人権が尊重され、平和で豊かな社会を実現するためには、一人ひとりが、人権の意義や重要性を理解し、人権問題を自らのこととして考え、課題解決に向け積極的に行動することが求められている。また、子どもを取り巻く社会の急速な変化に伴い、子どもが多様性について正しく理解し、お互いを認め合うことができるような指導や支援体制の充実を図る必要がある。

そこで人権・同和教育では、人権の大切さや人権問題についての理解と認識を深め、豊かな人権感覚を養い、課題解決のために積極的に行動しようとする意欲や態度を向上させ、その意欲や態度を実際の行為に結びつける実践力や行動力を育成する。

**令和3年度の主な取組み・実績****(1) 人権や多様性を尊重する意欲や態度の育成**

- ・ 研修の充実を通して、人権・同和教育の指導内容や方法の工夫、改善を図り、各学校における「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」の活用を促進
- ・ 学習指導上、生徒指導上、進路指導上の課題のある児童生徒への支援の在り方などについて研修し、参加者の理解と認識を一層深め、指導力の向上を図るため、学力・進路支援担当教員研修会等の研修会を実施
- ・ 学校における児童生徒の自尊意識を高めるための支援や仲間づくりを推進するため、人権・同和教育主任の指導力向上をめざして研修会を実施（8月）
- ・ 多様性社会に適応できる豊かな心を育むことを目的に、さまざまな人権課題にかかわる当事者と交流するなどの参加体験型の児童向け研修を実施（10月、11月）
- ・ 人権・同和教育の理念と手法を継承するため、若年教職員の指導力の向上をめざした「人権・同和教育若年教職員パワーアップ研修会」を実施（12月、1月）

**(2) 人権についての理解と認識の深化**

- ・ 性的少数者の児童生徒の良き理解者となり、きめ細かな対応や支援のできる教職員をめざし、当事者団体の協力を得て、「LGBT等に関する教職員研修会」を実施（11月）
- ・ 学校（園・所）や市町に人権・同和教育課の職員を派遣し、研修会等の指導及び助言、講話・講演等を通じて人権・同和教育の推進を図る人権・同和教育出前講座事業を実施（32講座）
- ・ 各校の人権・同和教育の実施状況を把握し、今後の人権・同和教育推進上の参考とするため、推進状況調査を実施

**(3) 人権意識の育成**

- ・ 教育課題を有する地域（中学校区単位）を対象に教育上の課題解決のための地域学力向上・キャリア教育総合推進事業を実施（6地域）
- ・ 学校教育における人権・同和教育の推進を図り、一人ひとりの人権が尊重される社会の実現をめざし、指導者の資質向上を目的とした研修会を実施（1月）



## ◀ 関連する主な事業 ▶

人権・同和教育若年教職員パワーアップ研修事業、多様性社会に適応する豊かな心の育成事業、地域学力向上・キャリア教育総合推進事業

### 香川県教育基本計画に掲げている指標の現状と評価

番号	指標	単位	教育基本計画策定時(R2)	R3年度実績	評価	R7年度目標
12	人権・同和教育教職員ハンドブックを活用して校内研修を行った学校の割合	%	50.8	65.9	A	100

### 評価・課題

- 指導内容や方法の工夫、改善を図るため、「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」を活用している小学校の割合は96.1%、中学校の割合は89.4%となり、ほとんどの小・中学校での活用が見られた。
- 教職員研修の充実をめざしてゼロ予算で実施している人権・同和教育出前講座では、市町及び学校（園・所）からの要請により、教職員等に対して研修を行い、人権・同和教育についての理解を深めることにつながった。
- 「多様性社会に適応する豊かな心の育成事業」は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため規模を縮小したが、そのうち「LGBT等に関する教職員研修会」は、管理職をはじめとする教職員が参加し、受講者の満足度は非常に高かった。
- 地域等との連携強化を図りながら地域学力向上・キャリア教育総合推進事業に取り組み、実施した地域において、教育課題を有する児童生徒の学力向上、進路指導の充実などで改善する事例が見られた。
- 「人権・同和教育若年教職員パワーアップ研修会」には、希望する小・中学校・高校・特別支援学校の教職員が参加し、指導スキル向上のためのワークショップや模擬授業等を実施し、各校や地域における人権・同和教育の推進者としての自覚を高めることができた。
- 内容を大きく見直し令和3年度に全教職員に配付した人権・同和教育教職員ハンドブックの活用促進を図る必要がある。

### 今後の展開

- 令和3年度、全教職員に配付された人権・同和教育教職員ハンドブックの活用促進に向けて、研修会や出前講座等で活用方法を示すことで、ハンドブック活用の充実を図る。
- 人権・同和教育出前講座については、新しい人権課題についての情報提供に努めるとともに、学校等の要望するさまざまな人権課題に対して柔軟に対応できるよう職員の指導力の充実を図る。
- 若年教職員に対する人権・同和教育の指導について、参加体験型学習や授業づくりの実践など指導スキルを向上させる研修の充実を図る。

## 取組みの内容

## 1 いじめや暴力の未然防止

学校においては、児童生徒との日常的なかかわりの中で、教員が児童生徒との信頼関係を築き、すべての教育活動を通じて規範意識や自己肯定感・自己有用感を育む指導を行うとともに、問題行動に対しては、教職員が一体となって、未然防止、早期対応という観点に立った取組みを行う必要がある。

児童生徒の問題行動については、家庭や地域、その他関係機関などの理解と協力を得て地域ぐるみで取り組める体制づくりを進める。

## 令和3年度の主な取組み・実績

## (1) 児童生徒理解の深化

- ・ いじめや不登校が中学校1年生で増加する課題に対して、小・中学校が連携して対応するため、小中学生指導担当教員連絡協議会を開催（8月）
- ・ 高校の中途退学や不登校等に対して、学校内の関係者がチームとして取り組むとともに、関係機関と連携した教育相談体制づくりのため、教育相談連絡協議会を開催
- ・ 教育センターにおいて24時間いじめ電話相談を実施

## (2) 人間関係づくり、自己指導能力の育成

- ・ 希望する公立中学校に、義務教育課、県警少年課、斯道学園等の職員を講師として派遣し、中学校1年生を対象に、社会の一員として法を守ることの大切さや犯罪に巻き込まれないための方法、ネットモラル等を理解させ、規範意識等を高めることを目的とした「13歳の自律教室」を実施（48校）（再掲）
- ・ いじめをなくす機運を高めるために、各学校の児童会・生徒会が中心となって行う「いじめゼロ強調月間」（11月）の支援や児童生徒の自発的・自治的活動を促進するリーダーを育てる「いじめゼロ子どもサミット実行委員養成セミナー」（1月）を実施
- ・ 学級や学年等の枠を越えた児童生徒の自発的・自治的な交流活動により、自己有用感を高めるための調査研究と成果普及を総合的に行う「心の交流事業」を実施（小学校6校、中学校2校）（再掲）
- ・ LHR（ロングホームルーム）でのLGBTや障害者理解を深める道德教育を実施
- ・ 新型コロナウイルス感染症に対する偏見やいじめを生まないための教員や生徒の自発的・自治的活動を促進

## (3) 生徒指導体制の充実

- ・ 学校だけでは対応が難しい状況にある学校に、スクールサポートチームとして、元警察官等からなる「強化支援チーム」、元児童相談所職員等からなる「重点支援チーム」を派遣（小学校6校、延べ591回、中学校5校、延べ1,981回）
- ・ すべての公立小・中学校、県立学校でスクールカウンセラーを活用できるよう派遣
- ・ スクールソーシャルワーカー配置促進事業として、市町教育委員会がスクールソーシャルワーカーを配置するための経費を補助
- ・ 小・中学校等の授業の補助や放課後の補充学習・野外活動等に児童生徒と比較的年齢の近い大学生（学生ボランティア）を派遣（小・中学校35校に64名）
- ・ 教育センターにおいて24時間いじめ電話相談を実施

- ・ 教育相談担当教員及びスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの資質向上とチーム学校づくりのため研修会を開催(12回)

#### (4) 関係機関等との連携

- ・ 問題行動を起こす児童生徒への対応と、非行と被害を未然に防止するため、学校と警察の連携強化を推進
- ・ 問題を抱える児童生徒に対する校内支援体制づくりのサポート、校内研修の充実を図るため、社会福祉等の専門的な知識や技術を有する大学教授を県スクールソーシャルワーカーとして学校に派遣
- ・ 学校における支援チームづくりや事例検討会の在り方などについて支援や助言を行うため、経験豊富な社会福祉、児童福祉の専門家を学校支援アドバイザーとして派遣

#### ◀ 関連する主な事業 ▶

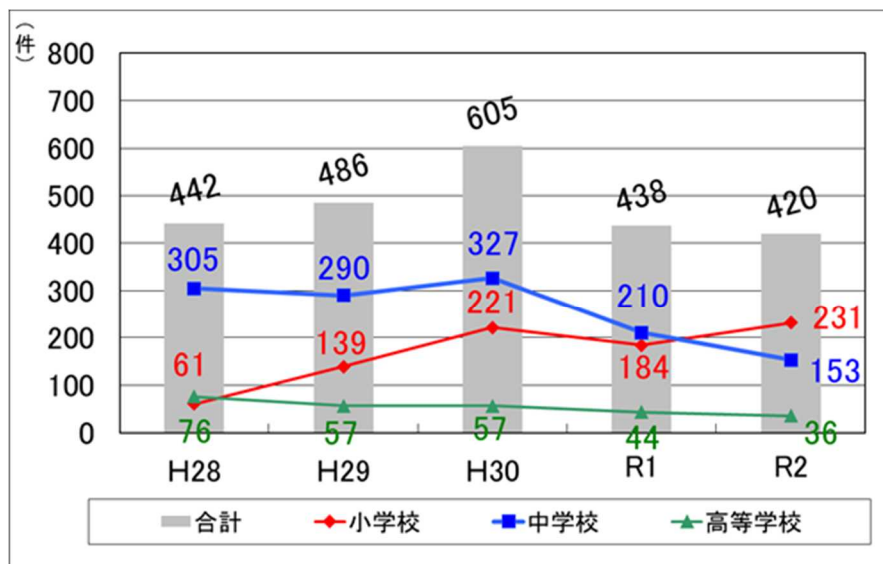
道徳教育パワーアップ事業、豊かな心を育てる事業、スクールカウンセラー活用事業、スクールソーシャルワーカー配置促進事業

### 香川県教育基本計画に掲げている指標の現状と評価

番号	指標	単位	教育基本計画策定時(R2)	R3年度実績	評価	R7年度目標
13	「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思いますか」との質問に、「思う」と回答した児童生徒の割合	%	小学校5年生 86.9 中学校2年生 82.5	小学校5年生 84.9 中学校2年生 82.2	D } D } D	現状を上回る水準
	D評価に関する分析		長引くコロナ禍の影響により、人と人との接触や交流の場面が減ったことに伴い、いじめについて自分事として考える機会も減っているため、いじめは絶対いけないという意識まで高まっていないのではないかと考えられる。			

#### 評価・課題

- 直近の調査結果である令和2年度の問題行動等のうち、暴力行為の状況については、1,000人当たりの発生件数は4.1件で、過去最少となった。いじめの状況については、1,000人当たりのいじめ認知件数は29.5件で、減少傾向にあるものの、「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思う」と回答した児童生徒の割合が減少していることから、「いじめは絶対いけない」という意識の向上を図る必要がある。
- 暴力行為に関する各施策のうち、「スクールサポートチーム派遣事業」では、令和3年度の派遣校21校中8校で暴力行為が減少するなど、生徒指導体制を支援するという点で、一定の成果があったと捉えている。



暴力行為発生件数の推移（国公立）

### 今後の展開

- 暴力行為の発生件数を今後さらに減少させるために、9年間を見通した小・中学校の連携の推進、学校と警察や児童相談所、家庭裁判所等との連携を一層強化するなど、生徒指導の充実による問題行動の未然防止に取り組む。また、問題行動等を起こした生徒への立ち直りのための継続的支援も行う。  
さらに、学校だけではなく家庭・地域ぐるみで児童生徒の健全育成に取り組むことができる体制づくりを進めていく。
- いじめ問題への対応として、導入の効果がみられるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどチーム学校の専門スタッフの一層の活用を図り、学校の教育相談体制を充実させる。また、いじめを生み出さないよう、「絆づくり」、「居場所づくり」を重視し、魅力ある学校づくりを推進するとともに、学校だけでは対応できない生徒指導上の課題について、家庭や児童相談所等との連携強化を図るなど、より一層の改善に向けた取組みを推進する。
- 児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、いじめの問題に正面から向き合い、適切に対応できるよう児童生徒の自治的活動を支援するとともに、関係機関と連携した出前授業を実施するなど、児童生徒の規範意識や道徳性・社会性の育成に努める。

## 取組みの内容

## 2 不登校児童生徒への支援

不登校や高校中退については、一人ひとりに応じたきめ細かな指導を行う。特に不登校については、登校したくなる魅力的な学校づくりなど未然防止の取組みを進めるとともに、取り巻く環境によっては、どの児童生徒にも起こり得るものであるため、登校していない状態を問題行動と受け取られないよう配慮し、登校という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会的に自立することをめざす。

## 令和3年度の主な取組み・実績

## (1) 不登校、高校中退対策の充実

- ・ 中学校と高校の生徒指導主事が生徒指導上の諸問題について協議及び情報交換を行う連絡協議会を実施（2回）
- ・ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等、チーム学校の専門スタッフ等のアセスメントを踏まえ、不登校の要因や背景の把握に努め、児童生徒との信頼関係を築くよう、研修等を開催（2回）
- ・ 不登校対策コーディネーターが、適応指導教室や民間のフリースクールを巡回し、不登校支援のネットワークづくりを実施（訪問先 31 箇所）
- ・ 地域や友人とよりよくつながり、学校生活への適応及び対話的な学びの力の向上をめざした「定時制・通信制体験活動を通じた対話力育成事業」を実施
- ・ 高校の中途退学や不登校に対応するため、すべての県立高校でスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用した相談・支援を行うとともに、重点的に家庭訪問を実施
- ・ 学校内の関係者がチームとして取り組むとともに、関係機関と連携した教育相談体制づくりのため、教育相談連絡協議会を開催
- ・ 生徒・保護者向けにスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーを紹介するリーフレットを作成・配布

## ◀ 関連する主な事業 ▶

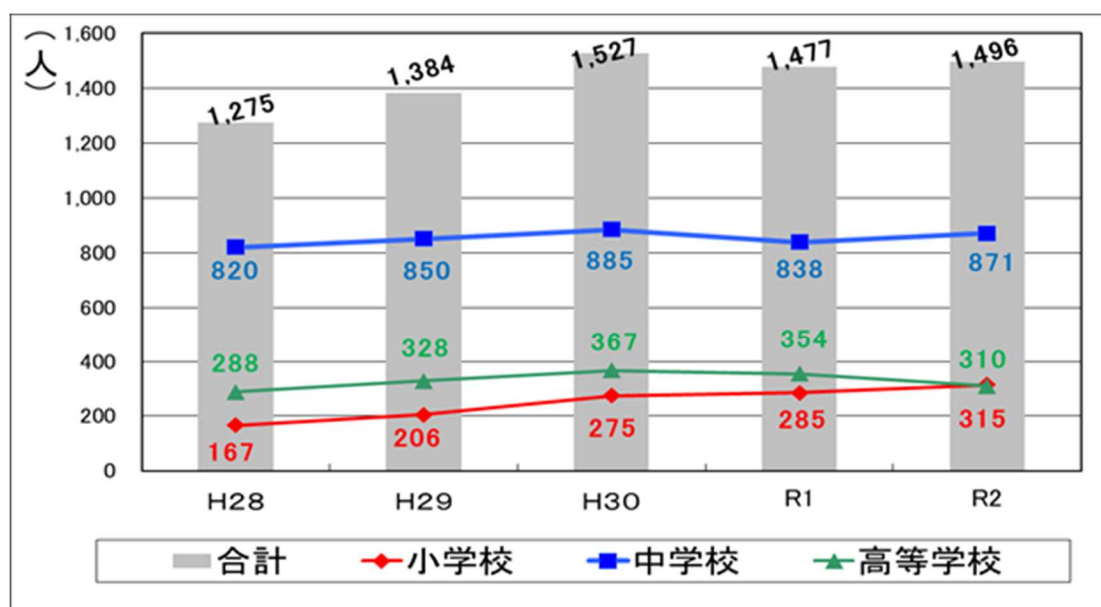
心の交流事業、高校生活適応指導事業、スクールカウンセラー活用事業、スクールソーシャルワーカー活用事業、定時制・通信制体験活動を通じた対話力育成事業

## 香川県教育基本計画に掲げている指標の現状と評価

番号	指標	単位	教育基本計画策定時(R2)	R3年度実績	評価	R7年度目標
14	「学校に行くのは楽しいと思う。」に「思う」または「どちらかと言えば思う」と回答した児童生徒の割合	%	小学校5年生 80.3 中学校2年生 76.5	小学校5年生 78.7 中学校2年生 75.7	D } D } D	小学校5年生 83.0 中学校2年生 82.3
	D評価に関する分析		長引くコロナ禍の影響により、部活動の制限や修学旅行や遠足の中止、運動会や音楽会等の楽しい行事が縮減されるなど、友達と交流する機会が減っていることなどが原因ではないかと考えられる。			

## 評価・課題

- 小・中学校の千人あたりの不登校児童生徒数は、15.7人で、全国平均と比べかなり少ない状況であり、病気以外で1日休めば電話連絡、2日休めば家庭訪問、3日休めばチーム対応を基本とする対応は、一定の成果をあげている。
- 一方、学年別にみると、小学校低・中学年において不登校が増加しており、低年齢化が課題である。また、不登校児童生徒の約半数が90日以上長期欠席の状況であり、長期化も課題である。
- 学校に登校しない状態をもって問題行動として捉えず、再登校のみをゴールとせず、不登校児童生徒の社会的自立に向けて、児童生徒の最善の利益を考え、学校内外に教育機会を設定し支援を行うことが必要である。



不登校児童生徒数の推移（国公立）

- 令和2年度の不登校児童生徒数は、前年度と比べ、小学校+30人、中学校+33人、高校-44人であり、全体的には微増しており、一人ひとりに応じたきめ細やかな対応を一層進める必要がある。
- 生徒を取り巻く問題が多様化する中で、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの派遣時間を確保する必要がある。

## 今後の展開

- 小・中学校における不登校への対応として、導入の効果が見られるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどチーム学校の専門家の一層の活用を図り、学校の教育相談体制を充実する。また、新たな不登校児童生徒を生み出さないよう、「絆づくり」、「居場所づくり」を重視し、魅力ある学校づくりを推進するとともに、学校だけでは対応できない生徒指導上の課題について、家庭や児童相談所等との連携強化を図るなど、より一層の改善に向けて取組みを強化する。  
さらに、中学校1年時に不登校になった生徒の中には、小学校ですでに不登校傾向を示していた者や別室登校の者、病気等の理由による長期欠席者も含まれており、小・中学校が連携した教育相談体制を充実させる。
- 県内すべての公立小・中学校にスクールカウンセラーを派遣し、市町教育委員会とともに不登校への対応に取り組んできたが、不登校はさまざまな要因が複雑に絡み合い、学校だけでは解決できないケースも多いことから、子どもの社会的自立を支援するために、民間のフリースクールを含め、各種

関係機関と連携する必要性が一層高まっており、連携するうえでの課題の洗い出しを行うなど、効果的な不登校児童生徒の支援の在り方を検討していく。

- 県立学校においては、引き続き、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用した相談・支援の実施に加え、重点的に家庭訪問を実施するとともに、必要に応じてスーパーバイザーの派遣等を協議し早期対応をめざし、関係各所で連携を図る。
- 学校支援アドバイザー派遣事業を活用し、教職員等への指導・助言・情報提供を通じて、生徒や関係機関等との連携を図るとともに、不登校やいじめ等の対応に当たる教員の相談への対応や校内の事例検討会や研修会に出向くなど教育相談体制を充実させることで、高校中退防止に向けた取組みを継続していく。

## 取組みの内容

**3 インターネットの適正利用とネット・ゲーム依存予防対策の推進**

スマートフォン等の普及に伴い、児童生徒においても、インターネットはコミュニケーションや情報検索の日常的な手段として定着しており、これからの情報化社会を生きていくうえでも、インターネット上の多種多様で膨大な情報の中から有害な情報を除きながら、ルールやマナーなどを守り、主体的に、正しく利用する力が求められている。

このため、児童生徒のインターネットの適正利用に関する知識の習得や情報モラルの育成とともに、ネット・ゲーム依存の予防対策を推進する。

**令和3年度の主な取組み・実績****(1) 情報モラルの育成と有害情報対策等の推進**

- ・ 情報通信機器の進歩が著しい中、最新の情報を共有するため、警察官等の専門家を招き、小・中学校の生徒指導担当教員を中心とした連絡協議会を開催
- ・ 小・中学校生徒指導担当教員を対象に有害情報に関する講話を実施（58名参加）
- ・ 高校における携帯電話・インターネット安全教室では、生徒指導、消費者教育とも関連するため、多くの学校が犯罪事例を取り上げ、関係法令やリスクについて指導することにより、情報端末の安全な使用や情報モラルについて意識啓発
- ・ インターネットトラブルに関するリーフレットを公立小・中学校、高校の児童生徒・保護者に配布
- ・ 教育センターにおける「子どものネットトラブル相談」を実施

**(2) ネット・ゲーム依存予防対策の推進**

- ・ 子どもたちのスマートフォンの利用状況等を把握するため、小・中学校、高校の児童生徒、学校、保護者を対象とした調査を実施し、結果をまとめた報告書を県教育委員会のホームページに掲載
- ・ ネット・ゲーム依存に関する教育関係者向けオンライン研修に参加（6名）
- ・ ネット・ゲーム依存について自分のこととして児童生徒に考えさせるとともに、家庭でのルールづくりを推進するため、保護者への啓発を目的とした「ネット・ゲーム依存予防対策学習シート」を配布
- ・ 保護者がインターネット利用について考える学習会へ、さぬきっ子安全安心ネット指導員を派遣（12回実施、参加者約1,300名）
- ・ スマートフォンをめぐる思春期特有の課題や問題について啓発する冊子を作成し、県内の中学生の保護者（1～3年生と新入生）に配付
- ・ スマートフォン等の適正利用に関する幼児保護者用啓発冊子を県内の園所に通う3歳児の保護者に配付
- ・ スクールソーシャルワーカー等を対象としたネット・ゲーム依存に関する研修を実施（39名参加）

**《 関連する主な事業 》**

子どものネット依存対策・ネット利用適正化推進事業、生徒指導総合支援事業



## 香川県教育基本計画に掲げている指標の現状と評価

番号	指標	単位	教育基本計画策定時(R2)	R3年度実績	評価	R7年度目標
15	「携帯電話やスマートフォン、ゲーム機などを使う場合、家の人と決めた使用ルールを守っていますか」との質問に、「守っている」または「どちらかといえば守っている」と回答した児童生徒の割合	%	小学校5年生 72.5 中学校2年生 60.6	小学校5年生 72.0 中学校2年生 61.8	D } A } C	小学校5年生 75 中学校2年生 66

### 評価・課題

- 小・中学生のスマートフォンやゲーム機等の使用に関する県全体の共通ルール「さぬきっ子の約束」を平成27年2月に発表した後、広報紙の配布などによるルールの浸透を図るとともに、「香川県ネット・ゲーム依存症対策条例」の施行（令和2年4月）を踏まえ、ネット・ゲーム依存対策を推進した。
- 「ネット・ゲーム依存予防対策学習シート」を活用し、家庭でのスマートフォン利用について話し合う機会につなげた。
- 中学生の保護者向け啓発冊子では、ネット・ゲーム依存をはじめ、思春期特有の課題や事例を具体的に紹介しながら医師等の専門家が分かりやすく解説し、親子で考えるヒントを盛り込むことでスマートフォン等との付き合い方を見直す機会を提供した。今後、中学入学時の保護者へ継続的に配布していくとともに、スマートフォン利用の低年齢化により、小学生の保護者への啓発にも力を入れていく必要がある。
- スマートフォン等の利用に関する調査では、前年度と比較すると、スマートフォン等の利用時間は増加しているものの、ネット・ゲーム依存傾向にあると考えられる児童生徒の割合はやや減少した。引き続き利用状況等について注視していく必要がある。

### 今後の展開

- 児童生徒のスマートフォン等の利用の状況、スマートフォン等を介したトラブルや依存傾向の実態等の現状を把握し、スマートフォン等の正しい利用に関する児童生徒への指導や保護者への啓発を推進するため、児童生徒や保護者等を対象にした実態調査を実施する。
- 保護者への啓発については、さぬきっ子安全安心ネット指導員の学習会への派遣や啓発冊子の配布を継続して行っていく。また、新たに小学生とその保護者を対象とした、フィルタリング設定等の活用を促進する参加型ワークショップを県内5カ所で開催し、より一層の啓発を図る。
- 児童生徒が自らスマートフォン等の使用時間等を振り返り、ルールづくりについて家族と話し合えるようにするため、ネット・ゲーム依存予防対策のための学習シートの作成及び県内の小・中学校、高校等への配布を継続して行っていく。各学校においては、学習シートを、夏休み前のホームルームや保護者懇談会等で児童生徒や保護者に配布し、説明するとともに、夏休み後の振り返りに活用する。